

よこ はま し じん けん し さく き ほん し しん

横浜市人権施策基本指針

(みなさんの「人権」(幸せに生きるための権利)を大切にするために、
横浜市が考えていること)

(2022年3月改訂)

がいようばん (かんたんしょうかい)
概要版 (簡単な紹介)

「人権」は幸せに生きるためにみんなが持っている権利です。
横浜市は、みなさんが自分や周りの人の「人権」を大切に
しながら、一緒に生きていくことができる社会をつくりたいと
考えています。

- 1 人権施策基本指針について
- 2 「人権」を大切にするために考えていること
- 3 「人権」を大切にするために必要なこと
- 4 いろいろな人権の問題に取り組む
- 5 横浜市に住んでいるみなさんやグループ、会社の方へ

2

「人権」を大切にするために考えていること

一人ひとりの「人権」を大切に、みんなが一緒に生きる社会をつくれます。

横浜市が大事にしている考え方

- みなさんが安心して生活することができるよう、いつも「人権」を大切にします。
- 差別などが原因で傷ついたり、生きることがつらいと思ったりしている人の気持ちを大切にします。
- 「人権」についてしっかり勉強して、問題をなくすことをいつも考えながら仕事をします。
- 市に住んでいる人やグループ、会社が「人権」のためにしている活動を手伝います。

3

「人権」を大切にするために必要なこと

市が問題をよく知る

社会にはいろいろな「人権」の問題があります。しかし、その問題についてはっきりわかっていたり、問題をなくすために何をしたらいいかまだよくわからなかったりします。市に住んでいるみなさんの意見や「人権」についての相談の例を集めて、問題についてよく知るようになります。

みんなが問題を知る

「人権」の問題について、きちんと分かっていないと差別が起こります。そのために、まず市の職員や学校で働いている人が勉強会などに出席します。そして、子どもからお年寄りまでみんなが問題をよく知ることができるように、いろいろな活動を行います。学校では、子どもの年に合わせて「人権」についての教育を行います。

みんなが安心して相談できる仕組みをつくる

差別されている人などが、市などに相談できる仕組みが必要です。横浜市は、国や専門のグループ、NPOなどと協力して、相談などを受けることができますようにします。また、人権擁護委員（地域において「人権」の問題の相談を受けたりしている人）は、みなさんの相談にのります。市の職員も、きちんとアドバイスなどができるようになります。

みんなで協力する

いちばん大事なことは、社会のみんなが協力することです。国や県や市、専門のグループやNPOなどがみんなで協力できるようにします。

いろいろな人権の問題に取り組む

社会にはいろいろな「人権」の問題があります。この問題が原因で、生活の中でつらいことや大変なことがたくさんある人もいます。

女性

女性が政治などの社会の活動にもっと参加できるようにします。性別に関係なく、男性と女性が同じ立場で協力して、よりよい社会を作ります。

子ども

いじめ、ヤングケアラー（大人の代わりに家族の世話や介護をいつもしている子ども）、虐待（親などが子どもを殴ったり食べ物をあげなかったりすること）などが問題です。いじめや虐待をなくし、子どもが健康で元気に暮らすことができますようにします。

高齢者（お年寄り）

子どもの数が減って、お年寄りの数が増えています。虐待を受けたり、振り込め詐欺（電話で嘘の話をして、高額のお金をだましとる犯罪）の被害にあうお年寄りがあります。お年寄りが安心して暮らすことができますようにします。

障害がある人

障害がある人のことを、みんながよく知ることができますようにします。障害がある人が暮らしやすい社会にします。

生まれた場所による差別（同和の問題）

今でも、生まれた場所が原因で差別されることがあります。この問題をみんながよく知って、正しく理解し、差別しなくなるようにします。

外国人

国や文化が違っていても、同じ横浜市に住んでいる人のことをみんなが理解できるようにします。外国人と日本人と一緒に自分たちのまちをつくることができますようにします。

病気

病気になったとき、みんなが安心して病院へ行くことができますようにします。病気のことをみんなが正しく理解できるようにして、病気の人が安心して生活できる社会にします。

● 仕事による差別（どんな仕事をしているかで差別されること）

どんな仕事をしていても差別されないで、安心して働くことができるようにします。

● ホームレスの人

家がなくて公園などで生活しているホームレスの人が、仕事や家を持つことができるように手伝います。ホームレスの人のことを、みんながもっと理解できるようにします。

● 性的少数者

LGBTなどの人（同じ性別の人を好きな人や、心と体の性別が同じではない人など）が「自分らしく」生きることができる社会にします。性的指向（好きになる性、どんな性の人を好きになるか）や性自認（こころの性、自分の性をどう思うか）は人それぞれです。差別や暮らしの中で困ることがないようにします。

● 自死・大切な人を自死で亡くした人

自死（自分で死ぬこと）の問題について正しく理解できるようにします。だれでも相談できるように、市と関係するグループなどが協力します。

● 犯罪の被害にあった人やその家族

犯罪の被害にあった人やその家族が安心して暮らすことができるようにします。被害にあった人のことをみんながもっと理解できるようにします。

● インターネット

インターネットで「人権」を傷つけられる人がいないようにします。インターネットで気をつけなければならないことや、インターネットの良いところと悪いところを、会社や子どもなどみんなが知ることができるようにします。

● 地震などの災害を受けた人

みんなが避難所（地震などの災害が起きたときに逃げるところ）で安心して安全に過ごせるようにします。

● そのほか

先住民族（アイヌ民族）、北朝鮮に拉致された（連れて行かれた）人などの「人権」を大切にします。

「人権」の問題をなくすためには、市に住んでいるみなさんや
 地域のグループ、会社の方などの協力がが必要です。
 みなさんが「人権」について勉強したり、「人権」のためにして
 いる活動を手伝います。

じんけん そうだん 人権について相談したいとき

「これは人権の問題かもしれない」と思ったときや、「人権」の問題で困っているときは、
 相談できます。(お金はかかりません。あなたが相談したことを、ほかの人に話しません。)

しみん そうだんしつ にほんご 「市民相談室」(日本語)

そうだん 相談のしかた

- 人権擁護委員に会って相談します。
- 予約が必要です。1週間前の午前8：45から、電話か「市民相談室」で予約できます。

そうだん ようび じかん 相談できる曜日、時間など

- 水曜日 午後1：00～午後4：00 (祝日や年末年始は休み)
- 予約電話 045-671-2306



電話での相談（日本語）

相談のしかた

- 人権擁護委員か、法務局という役所のスタッフと電話で話します。



相談できる曜日、時間など

- 月曜日～金曜日 午前8：30～午後5：15（祝日や年末年始は休み）

- ▶ **みんなの人権110番** 0570-003-110（IP電話、PHSからは電話できません）
- ▶ **子どもの人権110番** 0120-007-110（IP電話からは電話できません）
- ▶ **女性の人権ホットライン** 0570-070-810（IP電話、PHSからは電話できません）

電話での相談（外国語）

相談のしかた

- この電話は、外国語の通訳の会社につながったあと、法務局という役所につながります。

相談できる曜日、時間など

- 月曜日～金曜日 午前9：00～午後5：00（祝日や年末年始は休み）

- ▶ **外国語人権相談ダイヤル** 0570-090-911
英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語

インターネットでの相談

- ▶ **インターネット人権相談（日本語）**

- <https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

- ▶ **外国語インターネット人権相談（外国語）**

- **英語** https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101_en.html
- **中国語** https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101_zh.html
- **韓国語** https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101_ko.html

※この他はホームページをご覧ください。

- <https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>

「犯罪の被害」について相談したいとき（日本語）

犯罪にあった人やその家族が、困っていることや悩んでいるとき、何でも相談できます。
※横浜市に住んでいる人や、横浜市で働いている人、学校に行く人とその家族が相談できます。

相談できる曜日、時間など

- 月曜日から金曜日（祝日・年末年始は休み） 午前9：00～午後5：00

- 横浜市市民局人権課

電話 045-671-3117

FAX 045-681-5453

電子メール sh-cvsoudan@city.yokohama.jp



「横浜市人権施策基本指針 改訂版」は、ホームページで見ることができます。

横浜市人権施策基本指針改訂版 令和3年度

検索

「横浜市人権施策基本指針 改訂版」概要版 令和4年（2022年）3月

横浜市市民局人権課 令和4年（2022年）10月発行

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話 045-671-2718

FAX 045-681-5453

電子メール sh-jinken@city.yokohama.jp